

基安安発第 0414011 号

平成 15 年 4 月 14 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長

### 全国安全週間における表彰等の見直しについて

今年度の全国安全週間については、平成 15 年 4 月 14 日付け基発第 0414004 号によりその実施要綱が示されているが、従来全国安全週間の実施事項として行われてきた全国安全週間厚生労働大臣表彰・都道府県労働局長表彰については、本年度からこれを廃止し、新たに労働安全部門と労働衛生部門を一本化した労働安全衛生表彰制度を全国安全週間と分離して設けることとしたので、ご承知願いたい。

なお、現在、新たな表彰制度の要綱の策定を行っているところであり、新制度において、厚生労働大臣表彰式は全国安全週間期間中に実施することを予定しているが、都道府県労働局長表彰式についてはこの時期に限定されるものではないので、各局におかれては、安全衛生大会において表彰を行うなど効果的な表彰の機会についてご配慮願いたい。

また、表彰制度の見直しに伴い、今年度から、全国安全週間における厚生労働大臣メッセージは行わないこととしたので申し添える。なお、6 月の全国安全週間準備期間における実施事項は主唱者でなく、実施者である各事業場が自ら取り組むものとして設定されていることにも改めて留意されたい